

会津若松市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和4年10月施行版)

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

会津若松市内の事業所が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、会津若松市外の事業所が会津若松市の被保険者(住所地特例対象者を除く)に対してサービスを提供する場合は、会津若松市の基準により、会津若松市が設定したサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1. 訪問型サービス(相当)サービスコード表(令和4年10月1日以降)

令和4年10月1日以降に訪問型サービス(従前の介護予防訪問介護に相当するサービス)を提供する場合に使用します。

(サービス種類コード: A2)

2. 訪問型サービス(緩和)サービスコード表(令和4年10月1日以降)

令和4年10月1日以降に訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)を提供する場合に使用します。

(サービス種類コード: A2)

通所型サービス

3. 通所型サービス(相当)サービスコード表(令和4年10月1日以降)

令和4年10月1日以降に通所型サービス(従前の介護予防通所介護に相当するサービス)を提供する場合に使用します。

(サービス種類コード: A6)

4. 通所型サービス(緩和)サービスコード表(令和4年10月1日以降)

令和4年10月1日以降に通所型サービス(緩和した基準によるサービス)を提供する場合に使用します。

(サービス種類コード: A6)

介護予防ケアマネジメント

5. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(サービス種類コード: AF)

※ 予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。